

# 神戸市個人情報保護審議会 第9回 制度審議会

## 議 事 録

- 1 日 時 平成16年8月3日(火) 午後2時～
- 2 場 所 神戸市役所1号館 23階 A 2会議室
- 3 出席者
  - ・神戸市個人情報保護審議会 制度審議会委員(50音順・敬称略)  
荒川 雅行、大山 節子、西村 裕三、松浦 克彦
  - ・事務局  
市民参画推進局次長 川野 理、市民参画推進局参事 杉本 和夫 他
- 4 議 題
  - ・非開示理由について
  - ・不服申立手続について
- 5 会議資料 別紙のとおり
- 6 傍聴者 0名

## 1 非開示理由等について

前回（第8回）審議途中であった非開示理由等について、事務局から改めて、説明が行われた。〈資料9-2、9-3、9-4で説明〉

- ・ 第三者情報のところで個人情報と法人情報を区別して考えるかどうかだが、この点については現行条例が両者を区別しておらず、現行条例を維持してはどうかという意見が多かったように記憶している。
- ・ 手続きを考えると区別した方がいいというような説明があったかと記憶しているが、そのところは別に問題ないのか。

事務局 反対意見書が提出され、必要な意見聴取をする相手は、第三者と規定しているので、法人と個人をあえて分けなければ、権利利益が損なわれるということはない。

- ・ 評価等情報については個人、特に本人開示請求者本人の権利利益を保護する規定であり、生命等保護情報は社会公共一般の安全を保護する規定であるとして具体的な事例としてどういうものが考えられるのかについて事務局の方で考えてほしいという要望があり、こういう形で事務局の方でまとめている。

行政機関法では、評価等情報を設けてない。法第14条1号では、開示請求者本人にかかわる情報と、開示請求者以外の個人に対する情報を一つの非開示理由にまとめているという形になっている。

ところが、現行条例は、評価等情報と生命等保護情報と二つに分けて規定されており、法律と同じようなやり方をするのであれば、生命等保護情報を一つにまとめてしまえばよいという議論もあったように記憶している。

一方、評価等情報に関しては、個人情報保護制度特有のもの、そこに想定例で挙げられているような、学校における生徒に対するような評価にかかわる文書、内申書とか生徒指導要領とか、そういう何か個人の評価に関するような情報については、やはり別に非開示理由を設けた方が対応しやすいので、それはそのまま残してもいいのではないかという議論もあった。

- ・ 基本的に私は、評価等情報というのは残しておいた方がいいと思う。ただ、カルテは神戸市ではずっと開示されているので、そういうこととの整合性を取る必要がある。カルテや内申書の場合、本人が動揺するが、動揺の度合は随分違うと思う。治療困難な遺伝子疾患といっても、時代によって変わっていくわけだし、その程度だからいいですよという人もいれば、別の人は聞いただけで卒倒する人もいるだろうし、そのところは運用の問題になってくるだろう。

事務局 単に、難病のおそれがある、今後検査方法については検討するべきであるという記載があった場合、本人が不安になるという場合もあるだろう。ご家族、本人の状況等を踏まえ、医師が総合的・高度な判断をして、いつ、どういった形で、どんな情報を説明するかという辺りがポイントだと思う。

基本的には原則開示である。しかし、今は時期が悪いが、もう少し先に医師から検査方法もセットで告知すべき場合もあるかもしれない。早い段階で請求が出た場合、そういった準備ができてないような場合に、一時的に非開示にすべき場合も、高度な判断としてありうると思っている。

- ・ 評価等情報で非開示にした例はあるか。

事務局 1件ある。生活保護についての請求で全部非開示にしたケースがある。それは本人の評価に関する情報だということで非開示にしたケースである。その後生活保護についての評価等情報は全て開示している。事例はこの1回だけで、その後は、評価等情報で非開示にした事例はない。生命等保護情報についてもこれまでの運用事例ではこの理由で非開示にしたケースはない。

- ・ これまでの運用でもほとんど具体的な事例がないということだった。そういう極めて例外的な場合を想定して、こういう非開示理由を残していくべきかどうかということについてはいろいろ判断が分かれるところではあるような気がする。

ただ情報開示制度とは違った、個人情報制度特有の何か問題がありそうな気がしないでもない。

この部分は、国の行政機関法は、いわば一般法であって、医療情報とか教育情報については個別法の制定が必要だというような議論もあり、それは将来の検討課題になっている。医療情報、教育情報には、何か特有な問題があるのは間違いないと思うので、そういうものに対処するため、条例上では非開示理由として残してはどうかという気はする。

- ・ 私も評価等情報を残しておくことに賛成だ。

ただ、カルテについての医師と患者の関係と、同じ信頼関係だとしても教師と生徒の関係は、大分違うように思う。医療情報の方はインフォームドコンセントでどんどん、開示していくのが流れだと思う。

- ・ インフォームドコンセントでは、できるだけ患者自身に病状とか、あるいは、治療方法について医者が説明し、その上で患者さんの同意を得て治療方針を決めるべきだというようなことが盛んに議論され、そういう方向に医療制度が動いているようだ。

そういう場合に最終的に患者本人に病状等についての情報を知らせるか否かという判断は、やはり医者の高度な専門的な判断に委ねられてくると思う。患者本人の方から開示制度を使って市立病院のカルテの開示請求が来た場合には、医者が専門的な見地から開示を控えるのが好ましいと判断した場合には、この評価等情報を使って、非開示にするということになる。本人がいくら知りたいと言っても、医者の専門的な判断として、この時点で患者にそこまで知らせるのはやはり動揺を与える可能性が高いので、現段階では本人に言わない方がいいという判断を医者がしたとすると、それを尊重した形で実施機関が非開示の決定が必要な場合に、その根拠として条項があればそれにより決定するから、そういう判断の根拠として残しておく意味はあるのではないか。

- ・ 自分の意見を押し通すという方がそう多くない現状では、お知らせすることが適切でない人もないことはないと思う。
- ・ そうすると、現行条例どおり評価等情報は残し、それとは別に社会公共の安全一般に関する問題として生命等保護情報という非開示条項を残すという形でどうかと思う。条例の改正を踏まえた議論としては、一応、現行どおり評価等情報、生命等保護情報を存続させるという結論でよろしいか。

- ・ 委員（異議なし）

- ・ そういう形とする。

- ・ 審議検討情報についてだが、これも新たに設ける必要性を説得力のある形で説明するのは非常に難しいので新たには設けないということだった。

それから、開示請求の手続きについては、前回事務局から説明を受けて、時間をかけて皆さんのご意見を伺うことはできなかったように思うが、これについては事務局から報告があったような形とし、存否応答拒否については当審議会の答申でもあるということでその必要性は認められるので新たに設ける。

ただ、裁量的開示の制度についてはそれほどの必要性というのは認められないのではないかとということだったので設けない。

情報公開法ではこういう制度を設けているが、情報公開制度の場合は非開示理由に該当した場合でもなおかつ裁量を働かせて公開の方に動かすことができるようにしようというものだ。情報公開制度の場合は公開の方に裁量が働くというのは望ましいことだが、個人情報保護制度の方はやはり個人情報の保護なので、公開の方に裁量を働かせるというのはよほどの何か公益上の理由がないと、まず考えられないことだ。今まで検討してきたように非開示理由に該当するかどうかということでもかなり裁量の余地があるので、それ以上に公開の方向で裁量を働かせる余地は必要ないのではないかと、ということだった。

あと事務事業執行情報については存続させるということだった。

この辺り意見はいかがか。よろしいか。

今回で3回目になるが、非開示理由全般にわたっては、大体これで方向性がまとめられたと思う。

繰り返しになるが確認すると、先ほどの評価等情報、生命等保護情報については現行のまま維持する。

第三者情報については、これも現行のままで特に個人情報というものを法人等情報と区別して設けない。

事務事業執行情報は現行条例をそのまま存続させる。

審議検討情報と言うか、意思形成過程情報だが、これについては規定を設けない。

開示請求の手続規定については、基本的には情報公開条例に準じた形で補正や事案の移送、その他の手続規定を整備する。

ただし、法律が設けているような裁量的開示については整備しない。

大体こういう形でまとめることができるかと思う。

以上の問題についての審議はこの程度にして、本日新しく審議する議題としては、不服申立て手続があるので、そちらの方に移りたい。

## 2 不服申立手続について

不服申立手続について、事務局から説明が行われた。＜資料9 - 5、9 - 6で説明＞

- ・ 不服申立の手続一般について、情報公開条例の方が詳細な規定を置いており、そして不服申立人の権利についても十分な配慮がされているということで、それにならって、個人情報保護条例の方も規定を整備しようというのが基本的な考え方のように聞いた。

- ・ 実際にこれに近い形で運用をしていると思うが、もう少し明確に整備するというのは必要だと思う。

ただ、少し引っかかるのは、口頭意見陳述のところの、不服申立てがあったときは、口頭の意見陳述の機会を与えなければならない、ただし審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでないという部分は必要ないのではないか。

事務局 当該条文は、不服申立人等の意見を全面的に認めるときとか、同一の文書の公開、非公開の判断例が確立している場合などに適用される趣旨だ。

ただ、運用として、厳しく解釈し、これまで意見陳述の申し出があった場合、すべて意見陳述をしていただいている。

不服申立人等の意見を全面的に認めるときもやはり場合によっては陳述をいただくというケースもある。同一の公文書の公開、非公開の判断例が確立しているといっても、年度が違うとか、あるいは、いろんな意味でちょっとニュアンスが違う場合もあると思う。

- ・ 情報公開法第28条の場合もそういう場合を想定して但し書きを置いているのか。条例として、やはり絶対必要な但し書きだということなら、それは認容したい。

事務局 情報公開法について、総務省行政管理局監修の本によると、審査会は、申立てがあったときは、必ず意見陳述の機会を与える義務を負うものではなく、不服申立人等の意見を全面的に認めるときや、同一の行政文書の開示・不開示の判断の先例が確立しているときなどは、事件の迅速な解決と審査会全体の調査審議の効率性の確保の観点から、改めて不服申立人等の意見を聴く必要はない、とあり、権利の濫用が明らかな場合以外は、基本的には意見陳述を聴くべきであるという解釈だと思っている。

同じ文書を繰り返し不服申立するというような、誰が見ても権利の濫用であることが明らかな場合はともかく、それ以外は基本的には申立人から希望があればこれを受けべきだという趣旨の規定であると、解釈している。

- ・ これまで運用としてやってきたものを、条例に明示し、内容的には不服申立人の権利を拡充するというような方向だと思われるので、特に大きな問題はないように思われる。

他に意見はいかがか。この問題については、欠席者もいるので、今日の議会を踏えて、次回の審議会で最終的な結論を出したい。